

職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、その雇用する労働者の就業環境が害されること

社内でパワハラ防止に取り組むにあたり、「パワハラとは何か」について共通的な理解を持つていただくことはとても重要です。そこで、今回解をはパワハラの定義について見ていきたいと思います。

「業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの」とは

矢詰、駄駄騒がある者がな  
い者を侮辱したり、集団で一  
人を仲間はずれにしたり無視  
をしたりすることも「優越的  
な関係を背景とした言動」に  
なり得ます。

「パワハラ防止対策」令和4年4月から  
中小企業義務化に備えて

## パワハラ防止の いろは 2

## パワハラの定義と判断基準について

公認心理師  
新美 智美

く逸脱していたり、業務遂行の手段として不適当な言動や社会通念に照らして許容される範囲を超える言動等を指します。これらに当てはまるかどうかの判断が難しいのですが、判断に当たっては言動の目的、言動が行われた経緯や状況、頻度や継続性、受け手

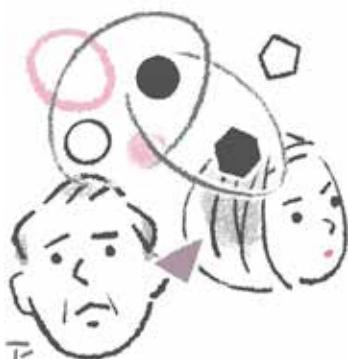
の労働者の属性や心身の状況等、さまざまな要素を総合的

は  
「就業環境が害される」と

ラ）になることを恐れ、必要な指導をすることすら躊躇してしまった状態になりかねません。研修等の機会を通して、しっかりと周知をしていただきたいと思います。

「バカヤロー」という発言を例にとると、危険な作業の仕方をしている部下を見てとつさに「バカヤロー」と一回言つた場合と、部下の些細なミスを見つけては「バカヤロ」ー」と年中怒鳴り散らしている場合では、同じ「バカヤロ」でも判断が異なります。目的や状況、頻度等を考慮す相當な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、パワハラには該当しないときれています。

定義は抽象的でわかりづらい面もありますが、正しく理解していないと自分の感覚で「これ位のことはパワハラではない」と軽く考えたり、逆に「なんでもかんでもパワハ



当協会のホームページをご覧  
ください。問合せ先 当協会  
事業企画推進部（☎ 052-  
961-3655）  
(フローリッシュ社労士事務  
所所長、シニア産業カウンセ  
ラー、特定社会保険労務士、  
勤労者労働総合相談センター  
長)